

**お問合せ窓口
(各都道府県の法務少年支援センター)**

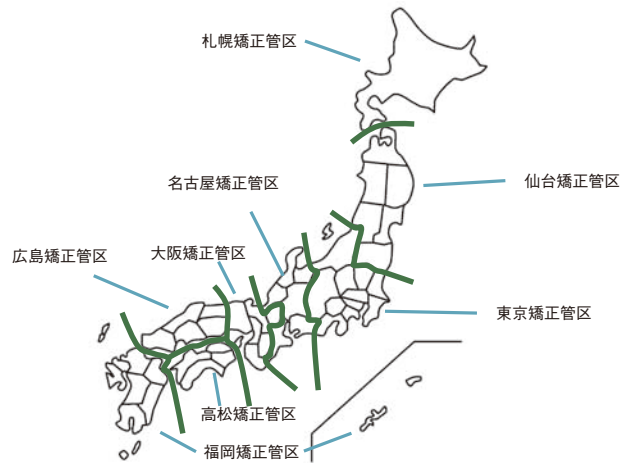
札幌	011-787-0111	北海道札幌市東区東苗穂2条1-1-25
函館	0138-30-7877	北海道函館市金堀町6-15
旭川	0166-31-5511	北海道旭川市豊岡1条1-3-24
釧路	0154-41-5877	北海道釧路市弥生1-5-22
青森	017-723-6677	青森県青森市金沢1-5-38
盛岡	019-647-2205	岩手県盛岡市月が丘2-14-1
仙台	022-286-2322	宮城県仙台市若林区古城3-27-17
秋田	018-865-1222	秋田県秋田市八橋本町6-3-5
山形	023-642-3445	山形県山形市小白川町5-21-25
福島	024-557-7020	福島県福島市南沢又字原町越4-14
水戸	029-251-4816	茨城県水戸市新原1-15-15
宇都宮	028-648-5686	栃木県宇都宮市鶴田町574-1
前橋	027-233-7552	群馬県前橋市岩神町4-5-7
さいたま	048-862-2051	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-36
千葉	043-251-4970	千葉県千葉市稲毛区天台1-12-9
東京	03-3550-8802	東京都練馬区氷川台2-11-7
八王子	042-625-9165	東京都八王子市中野町2726-1
横浜	045-845-2333	神奈川県横浜市港南区港南4-2-1
新潟	025-265-1622	新潟県新潟市中央区川岸町1-53-2
甲府	055-241-7747	山梨県甲府市大津町2075-1
長野	026-237-1123	長野県長野市三輪5-46-14
静岡	054-281-3220	静岡県静岡市駿河区小鹿2-27-7
富山	076-428-2266	富山県富山市才覚寺162-2
金沢	076-222-4542	石川県金沢市小立野5-2-14
福井	0776-23-5558	福井県福井市大願寺3-4-20
岐阜	058-232-1123	岐阜県岐阜市鷺山1769-20
名古屋	052-721-8439	愛知県名古屋市千種区北千種1-6-6
津	059-222-7080	三重県津市南新町12-12
大津	077-537-1023	滋賀県大津市大平1-1-2
京都	075-751-7115	京都府京都市左京区吉田上阿達町37
大阪	072-228-5383	大阪府堺市堺区田出井町8-30
神戸	078-351-0771	兵庫県神戸市兵庫区下祇園町40-7
奈良	0742-22-4830	奈良県奈良市般若寺町3
和歌山	073-433-0850	和歌山県和歌山市元町奉行丁2-1
鳥取	0857-23-4443	鳥取県鳥取市湯所町2-417
松江	0852-23-3944	島根県松江市内中原町195
岡山	086-281-1112	岡山県岡山市南区箕島2512-2
広島	082-543-5775	広島県広島市中区吉島西3-15-8
山口	083-922-6701	山口県山口市中央4-7-5
徳島	088-652-4115	徳島県徳島市助任本町5-40
高松	087-834-7112	香川県高松市藤塚町3-7-28
松山	089-952-2846	愛媛県松山市吉野町3860
高知	088-872-9330	高知県高知市塩田町19-13
福岡	092-541-5288	福岡県福岡市南区若久6-75-2
小倉	093-963-2156	福岡県北九州市小倉南区葉山1-1-7
佐賀	0952-27-3277	佐賀県佐賀市新生町1-10
長崎	095-847-2460	長崎県長崎市橋口町4-3
熊本	096-325-4700	熊本県熊本市西区池田1-9-27
大分	097-538-4152	大分県大分市新川町1-5-28
宮崎	0985-22-7830	宮崎県宮崎市鶴島2-16-5
鹿児島	099-254-7830	鹿児島県鹿児島市唐湊3-3-5
那覇	098-868-4650	沖縄県那覇市西3-14-20

**お問合せ窓口
(全国)**

全国共通 相談ダイヤル	0570-085-085 (最寄りの法務少年支援センターにつながります)
法務省矯正局 少年矯正課	03-3580-4111

**お問合せ窓口
(各地方ブロック)**

(北海道地方) 札幌矯正管区少年矯正第二課	011-783-3911
(東北地方) 仙台矯正管区少年矯正第二課	022-286-0111
(関東甲信越静地方) 東京矯正管区少年矯正第二課	048-600-1500
(中部地方) 名古屋矯正管区少年矯正第二課	052-971-5961
(近畿地方) 大阪矯正管区少年矯正第二課	06-6941-5751
(中国地方) 広島矯正管区少年矯正第二課	082-223-8161
(四国地方) 高松矯正管区少年矯正第二課	087-822-4455
(九州地方) 福岡矯正管区少年矯正第二課	092-661-1137



各種支援についてのお問合せや御依頼は、最寄りの法務少年支援センターや矯正局、矯正管区の担当部署にお気軽に御連絡ください。
このほか、少年鑑別所の役割や、少年保護手続の流れなどについて、理解を深めていただくため、参観をお受けしています。

●法務省ホームページ
(<http://www.moj.go.jp/>)にも
各種情報を掲載しています。



非行・犯罪の防止,
～青少年の健全育成に携わる
関係機関・団体の皆さまへ～

法務少年支援センターは
**地域の非行・犯罪の防止と
青少年の健全育成に
取り組んでいます**



**法務少年支援センターの
役割と取組**

●非行・犯罪問題の専門機関として
少年鑑別所は法務少年支援センターとして、非行・犯罪に関する問題や、思春期の子供たちの行動理解等に関する知識・ノウハウを活用して、児童福祉機関、学校・教育関係機関、NPO等の民間団体等、青少年の健全育成に携わる関係機関・団体の皆さまと連携を図りながら、地域における非行・犯罪の防止に関する活動や、健全育成に関する活動の支援などに取り組んでいます。

●主な支援の内容

- ・ 子供の能力・性格の調査
- ・ 問題行動の分析や指導方法の提案
- ・ 子供や保護者に対する心理相談
- ・ 事例検討会等への参加
- ・ 研修・講演
- ・ 法教育授業等
- ・ 地域の関係機関等が主催する協議会等への参画
- ・ 成人に対する心理相談、問題行動の分析
- ・ その他



このシンボルマークは、少年鑑別所が「地域とともに、子どもたちの未来、可能性を育てていく」という意味を込めたもので、芽を育て、花ひらくために、いろいろな要素を注ぐということをイメージして、7色のしずくを降らせています。キャッチフレーズは、少年鑑別所が、地域とつながり、連携を深めていくとともに、専門的な知見を地域に還元しようとする姿勢を示しています。

法務省矯正局



地域の非行・犯罪の防止，青少年の健全育成のために ～法務少年支援センターではこのような支援を行っています～

1 子供の能力・性格の調査

関係機関・団体からの依頼を受けて，子供に心理検査や適性検査を行います。その結果は，依頼者である関係機関にお知らせします。

また，依頼があれば，子供本人や保護者の方にも，結果を分かりやすく説明します。

- 実施可能な心理検査等の例
 - ・ 知能検査等
 - ・ 性格検査・職業適性検査等

● 発達障害等の支援団体からの依頼により，知能検査を実施したケース

支援団体からの依頼を受けて，保護者の方とお子さんそれぞれ面接を行い，知能検査を実施しました。また，知能検査等の結果は，保護者の方に説明した上で，日頃から養育上困っている点や気になっている点をおうかがいしながら，お子さんへの接し方について，アドバイスをを行いました。



2 問題行動の分析や指導方法の提案

問題行動等でお困りの事例について，面接や心理検査などを行った上で，どうして問題行動が生じているのか，どのように指導に当たればよいのかなどについて提案します。

● いじめ等の問題行動のある中学生の指導方法を，学校教諭に助言したケース

生徒，保護者，学校教諭のそれぞれと面接を行い，生徒の心情や背景にある問題を把握するとともに，保護者と学校教諭に対して，生徒への接し方や指導方法について提案をしました。

3 子供や保護者に対する心理相談

関係機関・団体からの依頼や紹介を受けて，子供や保護者の方との心理相談を行います。



- 児童福祉機関と連携して，心理相談を継続したケース
被虐待経験を有するお子さんについて，暴力や家財の持ち出し等の問題行動が見られるようになったことから，児童福祉機関から紹介を受け，お子さん本人と保護者の方のそれぞれと面接を行い，家族関係の問題を中心としたカウンセリングを行いました。

4 事例検討会等への参加

関係機関・団体からの依頼に応じて，問題行動のある子供に関する事例検討会などに出席し，見立てや指導方法に関する助言を行います。

- 学校が主催する指導検討会に出席し，助言等を行った例
学校において，問題行動のある生徒に関する指導検討会が行われた際に，生徒の行動の特徴や問題行動の原因等について説明を行い，指導方法に関する助言を行いました。

5 研修・講演

学校，福祉，医療，更生保護等の関係機関・団体の皆さまが主宰する研修会，講演会などで，非行や，子育ての問題，思春期の子供の行動理解と教育方法や指導方法などについて分かりやすく説明をします。

- 過去の研修のテーマ例
最近の非行少年の特徴，思春期の子供の理解と望ましい接し方，少年非行と地域の力 など



6 法教育授業等



法務省では，法教育に関する様々な取組を推進しています。

児童・生徒等を対象として，非行少年に対する司法手続や処分の種類・内容などについて，法教育授業（いわゆる「出前授業」）を行うほか，教員の方への研修もお受けしています。

※ 法教育とは，法律の専門家ではない一般の方々が，法や司法制度等を理解し，法的なものの考え方を身につけるための教育をいいます。

地域の関係機関等とのネットワークの構築

地方自治体，児童福祉機関，学校・教育関係機関，保健・医療機関，NPO等の民間団体，司法・更生保護官署等との関係構築を図り，子供・若者に対する必要な支援や地域社会の非行・犯罪の防止に積極的に取り組みます。

- ネットワーク参画の例
子ども・若者支援地域協議会，要保護児童対策地域協議会，少年サポートチーム，パーソナル・サポート・サービス，地域若者サポートステーション など

～地域の非行・犯罪の防止へ～